

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県土地改良財産規則の一部を改正する規則

訓 令

○職員の給料の特別調整額に関する

規程の一部を改正する訓令

○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

○職員に対する被服の支給等に関する規程を改正する訓令

規 則

福島県土地改良財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十五号

福島県土地改良財産規則の一部を改正する規則

福島県土地改良財産規則(平成三年福島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「同条例」を「及び同条例」に、「第八条の三第一項」を「第八条の二第二項」に改め、「及び同条例第八条の四第一項に規定するほ場整備事務所」を削る。

第五条第二号イ②中「百万円」を「二千万円」に改める。

第八条の表一の項中「課長」を「主管課長」に改め、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同表七の項中「第三十二条第六号」を「第三十二条第八号」に改め、同項を同表六の項とし、同表中八の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定(「第八条の三第一項」を「第八条の二第一項」に改める部分に限る。)並びに第五条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。
(農地管理課)

訓 令

福島県訓令第十一号

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月二十六日
福島県知事 佐藤 雄平

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「直轄理事」を「直轄理事 安全管理監」に、「知事公室長 政策監」を

「高等技術専門校長」を「テクノアカデミー会津校長」に、「用水改良事務所長」を

「用水改良事務所次長」に、「テクノアカデミー郡山副校長」を「テクノアカデミー副校

長」に、「用水改良事務所次長」を「用水改良事務所次長」に、「内水面水産試験場事

務長」を「内水面水産試験場事務長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第十二号

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第第八号）の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表中

「本庁部長

政 策 監

」

本

庁 部 長

政 策 監
食 産 業 振 興 監

」

「消防学校長

消防学校副校長

」

「消防学校長

消防学校副校長
消防学校課長

テクノアカデミー
郡山校長

高等技術専門校長

テクノアカデミー
副校長
高等技術専門校副
校長
テクノアカデミー
課長

テ 郡

長 長
」

」

テクノアカデミー
職業能力開発短期
大学学科長
テクノアカデミー
職業能力開発校学
科長
高等技術専門校課
長

」

テクノアカデミー
会津、テクノアカ
デミー浜校長

テクノアカデミー
副校長
テクノアカデミー
課長

テクノアカデミー
副校長
テクノアカデミー
課長

」

クノアカデミー
山校長

「用水改良事務所長

職業能力開発短期

大学学科長

テクノアカデミー
職業能力開発校学
科長

（ほ場整備事務所長

用水改良事務所次長
（ほ場整備事務所次長

」

「用水改良事務所長

用水改良事務所次長

」

労働委員会事務局
課長

主 任 主 査

主 査

用 地 主 査

」

労働委員会事務局
課長

主 任 主 査 主 査

この旨を。

別表の行政職給料表格付表備考を次のように改める。
備考 本庁部次長とは、福島県行政組織規則第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう（別表の医療職給料表(1)格付表において同じ。）。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県訓令第十三号

本庁機 関
出 先 機 関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の

部を次のように改正する。

別表第一動物管理員及び農場管理員の項中

防寒服
一
三年
農業総合セン 尻分場及び会 究所に限る。 水面水産試験 する職員に限

ター(沼津地域研又は内場)に勤務する。

を
防寒服
一
三年
農業総合センター(沼尻分場及び会津地域研究所に限る。)又は内水面水産試験場に勤務する職員に限る。
防寒ぐつ
一
二年
農業総合センター(果樹研究所に限る。)に勤務し、ほ場管理作業に従事する職員に限る。

に、「除く」

を「除き、農業総合センター(果樹研究所に限る。)に勤務し、ほ場管理作業に従事する職員にあつては使用期間を一年とする」に改め、同表技能員の項中「勤務する職員に限る」を「勤務する職員に限り、農業総合センター(果樹研究所に限る。)に勤務し、ほ場管理作業に従事する職員にあつては使用期間を一年とする」に改め、同項に次のように加える。

防寒ぐつ
一
二年
農業総合センター(果樹研究所に限る。)に勤務し、ほ場管理作業に従事する職員に限る。

別表第一漁業指導船、漁業調査船又は管理監督船の乗組員の項中

を
ゴム前掛
一
一月
水産試験場に勤務する職員にあつては使用期間を一年とする。

に、防寒ぐつ

一 三年

を 防寒ぐつ

一 三年
水産試験場に勤務する職員を除く。

に改め、同表看護師、准看護師及び看護助手の項

中「診療室」を「保健室」に、

白衣

一

を 白衣

二

に改め、同表保健師及び助産師の項中「診療室」を「保健室」に改め、同表農林事務所(企画部及び農業振興普及部に限る。)に勤務する職員の項中

ゴム長ぐつ

一

二年

を

ゴム長ぐつ
一
二年
田植え用長ぐつ
一
二年
種子の審査業務に る職員に限る。

従事す

に改め、同表農業総合センター(安全農業推進部を除く。)又は林業研究セ

ンターに勤務する技術職員(肥飼料検査員を除く。)の項中

雨衣

一

三

農業総合センター(果

